

連結納税制度をめぐる若干の論点（I） —法人税制の変容を中心として

増井良啓 ◆東京大学法学部助教授

本稿は、連結納税制度をめぐる若干の論点について、変容する法人税制との関係に力点をおきつつ、序説的な検討を加えるものである。今回は、法人税制の変容について記し、連結納税制度の導入論を広い文脈の中に位置づける。

■はじめに

本稿は、連結納税制度をめぐる若干の論点について、変容する法人税制との関係に力点をおきつつ、序説的な検討を加えるものである。

周知のごとく、税制調査会は、「平成12年度の税制改正に関する答申」の中で次のように述べ、連結納税制度についての検討項目を提示した。

「連結納税制度については、後に述べるように、法人課税の体系全般に及ぶ検討が必要であることから、法人課税小委員会を再開し、検討を開始しました。先般、連結納税制度を検討するに際しての主要検討項目をとりまとめたところです。

最近の企業経営をみると、企業集団の一体的経営の傾向が強まっています。また、法制面でも、独占禁止法において持株会社の設立が原則として解禁されたこと、商法において会社分割法制の導入が検討されていることなどの動きが見られます。こうした中で、企業の経営環境の変化に対応する観点や国際競争力の維持・向上に資する観点、さらには企業の経営形態に対する税制の中立性を図る観点から、わが国

においても、連結納税制度の導入を目指し、鋭意検討を進めることができます。」⁽¹⁾

この中で、連結納税制度の導入をめぐっては、さまざまな場において、以前にもまして多くの論考が公刊されつつある⁽²⁾。いま必要なのは、広い視野にたちつつも、具体的な論点について一步知見を深めることであろう。そこで本稿では、法人税制の変容という広い観点との関係を中心にしつつ、連結納税制度をめぐる若干の論点について意見を述べてみたい。導入にむけての検討作業が進行する時期に公表するため、制度論としては文字通り序説的なものになろう。だが、あまり意識されない重要な点につとめて光をあてることで、なにがしかの特色をもたせたい。

本稿の構成は以下の通り。まず今回は、法人税制の変容について記し、連結納税制度の導入論を広い文脈の中に位置づける。しかるのち、次回以降、若干の論点をとりあげて検討を加える。具体的項目はなお未定ながら、現在のところ、国際的側面、合併・買収（M&A）、中小法人、を念頭においている。

法人税制の変容

I—相次ぐ改正

ここ数年、法人税制の改正が相次いでいる。

平成10年度税制改正は、法人税の課税ベースを適正化し、税率を下げるという方向を打ち出した。日本の法人税法は、昭和40年に全般的な整備がなされて以来、大幅な見直しが行われていなかった。これに対し、社会経済情勢を踏まえ、課税ベース適正化の観点から全般的な点検を行った結果が、平成8年11月の税制調査会法人課税小委員会報告である。この報告を基礎としつつ、平成10年度改正は、引当金や減価償却など種々の項目について課税ベースを適正化した。そして、法人税の基本税率を37.5%から34.5%に引き下げた⁽³⁾。

さらに、平成11年度改正は、法人税の基本税率を34.5%から30%まで引き下げ、同時に法人事業税の基本税率を11%から9.6%に引き下げた。これによって、法人の所得に対する調整後の表面税率は、40.87%になった⁽⁴⁾。このとき、中小法人の軽減税率も25%から22%に引き下げられた。なお、のちに4でふれるように、平成11年10月には、株式交換・株式移転について課税の特例が設けられた。企業のM&Aを容易にするため、一定の場合に株式譲渡益の課税繰延べを認める措置である⁽⁵⁾。

法人税の基本税率引下げはここで一段落し、議論の焦点は法人事業税の外形標準化に移った⁽⁶⁾。この中で、平成12年度には、重要な改正が2点加えられている。第1は、金融取引への時価法の導入である（法人税法61条の2以下）。たとえば、法人が事業年度末に有する有価証券の評価に関し、売買目的の有価証券について時価評価を行うことになった。この改正は、平成12年4月1日から施行されている。

第2は、特定目的会社（SPC）等にかかる措

置である（表）。その意味については5で後述するが、さしあたり次のことを理解しておく必要がある。一方で、SPCや証券投資法人については、平成10年の金融システム改革に伴い、税制上の措置が講じられていた⁽⁷⁾。これにつき、SPCと証券投資法人の対象資産が拡大したため、支払配当の損金算入措置を引き続き講ずることとされている。主として有価証券を対象とするものから、不動産を含めた幅広い資産へと運用対象が拡大したため、従来の「証券投資法人」は、名称を改め「投資法人」になる。他方で、今回新しく「特定目的信託」と「投資信託」が導入される。「特定目的信託」は、資産流動化のための信託型組成媒体である。SPCが会社型組成媒体であるのと対をなす。「投資信託」は、証券投資信託の運用対象資産を有価証券以外に広く拡大するものである。これらにつき、信託財産から生ずる所得を法人税の課税対象とするという措置が用意されている。SPC等にかかるこれらの法案は、平成12年3月17日に国会に提出され、近く成立が見込まれる⁽⁸⁾。

表 各種投資媒体の概念図

	会社型	信託型
資産流動化型	特定目的会社（SPC）	特定目的信託
資産運用型	投資法人	投資信託

このように時系列でみると、近年の法人税制の変化はやや錯綜した印象を与える。しかし、距離をおいて世界規模で眺めたとき、その底流にはかなり明瞭な主題を読みとることができる。とくに重要なのが、次の4点である。

2—租税の競争

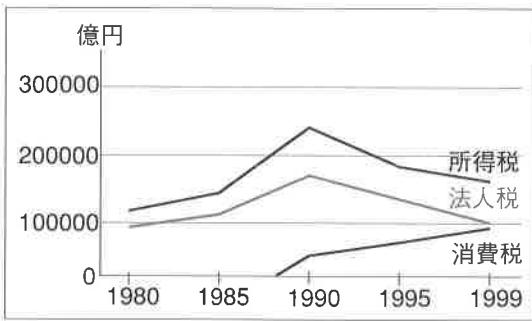
第1は、租税の競争である⁽⁹⁾。

法人企業の資金調達や投資活動が、国境を越えている⁽¹⁰⁾。この中で、法人税制のあり方を決定するにあたり、国際的影響を無視して一国の

みで独自の道をゆくことは不可能になっている。

日本の法人税は、第2次大戦後長期にわたり、国税収入に占める構成比でみて30%台の数字をはじきだしていた⁽¹¹⁾。これと比較すると、ここ10年の法人税収の落ち込みは激しい（グラフ）。平成11年度には法人税の占める割合は21.2%にまで減少し、ついに消費税のそれと並んだ⁽¹²⁾。金額ベースでみても、ピーク時の平成2年度には18兆3,836億円であったのに対し、平成11度当初予算では10兆4,280億円と半分近くになった。

グラフ 国税主要3税収の推移



出所：財政金融統計月報564号17頁(1999)の数字をもとに作成した。

減収の主因が引き続く不況であるとすると、景気が良くなれば法人税収も増加するはずである。しかし、法人税がかつてと同様の税収上の地位を回復するか否かは、予断を許さない。なぜなら、税率が引き下げられているからである。法人税の基本税率は昭和63年の抜本税制改革前夜には42%であったが、その後徐々に引き下げられ、平成11年4月以降は30%になっている。

日本が法人税率を引き下げてきたのは、端的にいって、ほかの主要産業国に足並みを揃えるためであった。それは、右へならえの安易な「国際化」ではない⁽¹³⁾。むしろ、開放経済の下では、積み上がる財政赤字にかかわらず、税率引下げの途を選択せざるを得なかつたのである。

現時点におけるOECD加盟国の合意によると、課税ベースを拡大しつつ一般的な形で実効

税率を引き下げるることは、「有害」な税の競争にあたらない⁽¹⁴⁾。だが、それが各国間の「競争」であることは、まぎれもない事実である。競争の結果、各国の実効税率が一定の幅の中におさまるのであれば、法人税の調和にむけた有益な一歩と評価することも可能である⁽¹⁵⁾。しかし問題は、結果として各国が到達する均衡点が、ゼロ税率にまで下降する可能性があることである。

3—インピュテーション方式の退潮

第2は、最近の英独にみられるインピュテーション方式の退潮である。

経済のグローバル化は、税制の全面に影響を及ぼす⁽¹⁶⁾。法人税の性質をどう考え、法人税と所得税の関係をどう構成するかは、法人税制の骨格を基礎づけることがらであるが、この法人税・所得税の統合の方式についても、グローバル化が大きな影響を与えている。大局的に見た場合、世界の税制は、法人税と所得税を別個独立の租税として統合しないアメリカ型の制度(classical method)と、ヨーロッパ型の法人税株主帰属方式(imputation method, 以下インピュテーション方式という)とに分極化しつつあった⁽¹⁷⁾。こまかく見ればEU加盟国の中でもばらつきがあるものの、英独仏をはじめとする主要国は長くインピュテーション方式を採用してきた⁽¹⁸⁾。米国においても、1990年代に入ってインピュテーション方式による統合の提案がなされた⁽¹⁹⁾。これに対し、近年になって、英独の2国が矢継ぎ早にインピュテーション方式からの転換を打ち出したのである。

英国の法人税は、1972年以来インピュテーション方式を採用してきた⁽²⁰⁾。英国のインピュテーション方式は、支払配当に対して前取り法人税(ACT, advance corporation tax)を課し、株主段階でACT相当額の一部分を税額控除するというものであった。基本の法人税と別建て

でACTを課すことは、法人の実効税率と別にACTの税率で課税が確保されるということであるから、法人段階の租税優遇措置を株主に伝達しないという効果をもった。のみならず、この方式は、国際取引との関係で次の意味を有した。第1に、法人の納付した外国税額につき、株主は税額控除を受けられない。このことは、英国法人の海外進出を阻害するものと批判された。第2に、英国法人が外国投資家に配当を支払う場合、税額控除が外国投資家にとって自動的に利用可能になるわけではない。外国投資家との関係は、二国間租税条約で個別に対処すべき問題とされる。こうして、国際的持株会社の立地条件の上で英国は魅力的でないとの批判が生じた。以上をはじめとして、英国のインピュテーション方式は対外および対内投資との関係で種々の問題を抱えていることが認識され、1984年および1994年に小刻みに立法措置が講じられた。しかしついに、労働党政権は、1998年財政法によってACTそのものを廃止することにしたのである。同時に、受取配当の10%を株主段階で税額控除することになった。この改正は、1999年4月6日以降に支払う配当につき適用されている。

独の法人税制も、1977年以降、インピュテーション方式を採用してきた⁽²¹⁾。独のインピュテーション方式(Anrechnungsverfahren)は、内部留保に充てる部分と配当支払に充てる部分に対して法人段階でそれぞれ異なる税率を適用し(二重税率方式)、配当を受け取った株主段階でフルに税額控除を行うものである。ところが、この方式を廃棄する法案が、2000年1月10日に公表された⁽²²⁾。法案によれば、2001年度以降、インピュテーション方式の代わりに、株主段階で受取配当を半額だけ課税する方式(Halbeinkuenfteverfahren)に変更する。より具体的には、法人税率は、現在配当分につき30%，内部留保分につき40%であるが、一律

25%に引き下げる。個人株主の受け取る配当については、その半額のみを課税することによって、株主段階で法人税と所得税の二重課税を排除する。法人株主については、受取配当のみならず株式譲渡益も非課税にし、法人部門での課税の累積を防止する、という案である。このような改正案を提出する理由としては、インピュテーション方式の適用関係が複雑化し、種々の回避事例が報告されていたことが挙げられている。だが、より重要な立法理由も挙げられている。それは、EU域内の経済統合が進む中、内外競争に対しより中立的なしくみ、いいかえれば欧州内のクロスボーダー投資により適合的なしくみが必要だ、という立法理由である。たとえば、法人株主が配当を受け取ったり、株式譲渡益を得たりした場合、改正案の下では非課税となる。そのため、この改正が実現すれば、ドイツが国際的持株会社の設立に魅力的な場所になる可能性があると指摘されている。ただし、法案がそのままの形で議会を通過するかどうかは、現時点では必ずしも明らかでない。

このように、英独というインピュテーション方式の老舗が、次々と法人税制の基本設計を改めつつある。これは、それ自体として注目に値する現象である。しかしながら重要なのは、改正の背景をなす重要な理由が、経済活動のグローバル化にあることである。インピュテーション方式について国際課税との関係に問題があることは、従来から識者によって指摘してきた⁽²³⁾。グローバル化の進む中でこの問題が顕在化し、インピュテーション方式に対する評価が下がりつつある。ある論者は、「欧州内の潮流はインピュテーション方式からますます離れ、北欧諸国で発展してきた二元的所得税制へと向かっている」と述べる⁽²⁴⁾。また、別の論者は、インピュテーション方式が内外差別効果をもつことを指摘したのち、「インピュテーション方式とりわけ独の完全インピュテーション方式の問題点に鑑

みると、その存続可能性は小さい」とすら予言していた⁽²⁵⁾。グローバル化が法人税制の屋台骨をゆるがす典型例といえよう。

ひるがえって日本の状況をみると、昭和63年の抜本改正によって、二重税率方式から、株主段階のみで配当所得につき税額控除を行う方式に改められ、現在に至っている⁽²⁶⁾。そのとき、インピュテーション方式ではなく配当税額控除方式を採用した理由としては、「現行の配当税額控除は税務執行上簡便であることに加え、導入後長年経過し制度として安定していることをも踏まえると、なお諸外国における動向等について更に注視しつつも、当面は現行の方式を維持するのが適当である」⁽²⁷⁾といわれていた。その後、平成8年11月の税制調査会法人課税小委員会報告は、過去の答申で一応の整理がなされていることを理由に、法人税と所得税の関係についてあらためて踏み込んだ検討は行わないこととした⁽²⁸⁾。このように、法人税と所得税の関係をどう構成するかは、将来に残された課題として推移している⁽²⁹⁾。長年の議論にかかわらず、この点に関して経済理論上コンサンセスは生まれていない⁽³⁰⁾。理論よりもさきに、英独の実際の経験が、日本の政策立案過程で参考資料として使用されることになるだろう。この問題の難しさは、投資のホーム国とホスト国との間で税源の網引きがある中でいかに資源配分の効率性を達成するかに存する。

4—企業組織の再編

第3は、合併・取得（M&A）を中心とする企業組織再編への対応である⁽³¹⁾。

平成9年の商法改正で合併制度の簡易・合理化が図られ⁽³²⁾、平成11年には前述のとおり株式交換・株式移転にかかる課税繰延措置が導入された⁽³³⁾。現在会社分割に対する税制上の手当につき立案作業がなされている⁽³⁴⁾。その延長上

に連結納税制度の導入論が控える。現在、法人組織をめぐる日本の税制が米国のそれに近づいていくことは十分にありうることであると予想されている⁽³⁵⁾。10年ほど前まで、日本の現状については、米国と異なり、この分野を扱う裁判例が少なくしかも画一的なルールが存在するため解釈上の問題が生じにくいので、結果として学問上の関心を呼びにくくものと指摘されていた⁽³⁶⁾。状況はいまや様変わりしている。この分野が今後さらに多くの議論をよぶことは、必至であろう⁽³⁷⁾。

注目すべきは、ここにもグローバル化の波が押し寄せていることである。世界的にみると、1998年以降国際的なM&Aが急増している。日本の不況と対照的に、米国を中心とする各国の株式市場は好調であった。そのため、企業買収を企てる会社は、高い値がついた自社株を買収の対価とすることができた。しかもテレコムと金融を中心に規制緩和がなされ、新規市場が生まれた。こうして、AT&TとBritish Telecom の合併、AirtouchとVodaphone の合併、Daimler とChryslerの合併など、おおくの案件が成立した⁽³⁸⁾。さらに、合併後のVodaphone AirtouchがドイツのMannesmannに対して敵対的企業買収を仕掛けた。この買収は世界最大のものであつただけでなく、ドイツではじめて成功した敵対的企業買収であった。このように、国境を越えた企業再編は、欧州の会社組織を変貌させている⁽³⁹⁾。

課税面の対応としては、ECの1990年合併指令が著名である。この指令の目的は、国境を越えるEU域内での企業再編について直接税の障害を除去し、同時に各国の税源を守ることにある。具体的には合併・分割・株式交換・営業譲渡について、キャピタル・ゲインの課税繰り延べや引当金の引き継ぎ等を認めることを各国に命ずるものである⁽⁴⁰⁾。もっとも、この指令には資産評価に関するルールを中心として多くの欠

缺があることが指摘されている⁽⁴¹⁾。

米国でも、内国歳入法典367条⁽⁴²⁾が、外国法人を課税繰り延べの対象範囲から原則として除外しつつ、例外的に、米国外で積極的な事業(active conduct of a trade or business)を行うためになされた移転について課税繰り延べを認めている。たとえば、内国法人が外国法人に対して含み益のある資産を移転し、その対価として外国法人の株式を受け取る場合、原則として含み益の課税繰り延べ措置の適用はない⁽⁴³⁾。しかし例外として、米国外で積極的な事業を行うために移転されている場合には、一定の情報申告を行うことを条件にして、課税繰り延べを認めることがある⁽⁴⁴⁾。

国際的なM&Aの課税関係が問題となる例は、今後日本でも注目を浴びるものと予想される。すでに平成11年の株式交換の導入時に、外国会社が株式交換を利用して内国法人を買収できるかどうかが議論された。法務省の担当官は商法352条にいう「会社」には外国会社を含まないと示唆しており、その実質的な理由として、日本の会社の株主が株式交換によりいきなり外国会社の株主になってしまふと反対株主の利益を著しく損なう点をあげている⁽⁴⁵⁾。そうだとすると、もともと商法上外国会社に株式交換の当事者となる余地がないことになる。とすれば、租税特別措置法67条の9の2以下で外国会社について課税繰り延べの手当てを置く必要は存在しないことになりそうである。しかし、ある有力説によると、外国会社も、日本の会社を株式交換によって完全子会社にすることができる⁽⁴⁶⁾。そのような取引が実際に生ずれば、課税上の問題が顕在化する。少なくとも、租税条約上の無差別取扱い規定との整合性を整理する必要がでてこよう。同様のことは、国際的合併についてもあてはまる。この点についても、商法は国際的合併の可能性を否定するものではないとの有力説が登場しているからである⁽⁴⁷⁾。

このように、グローバルな企業再編の動きは、法人税制に大きく影響を与えつつある⁽⁴⁸⁾。机上で思考実験を試みるだけでも、国際的側面がかなり複雑なものになることはすぐに分かる⁽⁴⁹⁾。対応の急がれる分野といえよう⁽⁵⁰⁾。

5—組織の多様化

第4は、組織の多様化である。

法人税の納税義務者とすべき組織の範囲をいかに画すべきかは、法人税制にとって最も基本的な問題のひとつである。法人税法4条は、「内国法人」ないし「外国法人」を納税義務者としている。ゆえに、私法上法人格を与えられているものが納税義務者になると一応は整理することができる。しかし、昭和32年の改正以来、「人格のない社団等」は法人税法の適用上法人とみなされ、収益事業から生ずる所得につき基本税率で課税されている⁽⁵¹⁾。「人格のない社団等」の概念は「権利能力なき社団」の概念に由来するといわれるが、その意味内容をどう把握するかにつき学説上争いがある⁽⁵²⁾。その意味で、法人税の納税義務者の範囲は、外延において実は必ずしも一義的ではない⁽⁵³⁾。

いかなる組織を法人税の納税義務者とすべきかという問題は、人々が一般的に法人成りを好み、組合や信託の形式で事業を行わない状況の下では、あまり表にでてこない⁽⁵⁴⁾。これに対し、典型的な会社形態以外の組織が登場するたびに、問題があらわになる。歴史的には、保全経済会やねずみ講の例⁽⁵⁵⁾が著名である。

近年、新しい型の組織が立法過程の前面に次々と登場している⁽⁵⁶⁾。平成10年に特定非営利活動促進法を導入する過程では、いわゆるNPO法人を法人税法上どのように位置づけるべきかが問題とされ⁽⁵⁷⁾、法律の見直しに伴いさらに議論が継続している⁽⁵⁸⁾。

平成10年にはまた、先述したSPC法の導入

に伴い、SPCを法人税の納税義務者と位置づけつつも、支払配当を損金に算入することによって法人段階での課税を排除する措置が講ぜられた（租税特別措置法67条の14）。同じく、証券投資法人についても、法人税の納税義務を負うものとしつつ支払配当の損金算入措置を講じた（租税特別措置法67条の15）。これらの措置は、法人であることから当然に法人税の納税義務を負わせたものといえよう。これに対し、1で紹介した平成12年の「特定目的信託」と「投資信託」については、信託形式をとっても法人税の課税対象とする点が新しい。そうなると、法人だから法人税の納税義務者になるという形式論ではなく、信託形式であるにもかかわらず法人税の課税対象とすべき実質的な理由付けが必要となる。この点に関するひとつの有力な説明は、ある組織が内部に所得を留保する場合、組織の構成員の所得税が繰り延べられるから、組織体の段階で法人税を課す必要があるというものである⁽⁵⁹⁾。このように、新しい多様な組織の出現により、そもそもなぜ法人税の課税対象にするのかを再考しなければならなくなっている⁽⁶⁰⁾。

外国の状況を一瞥しても、法人税の対象とすべき組織の範囲をどのように画すべきかについて、重要な展開が生じている。米国では周知のように、1996年12月のチェック・ザ・ボックス規則以降、内外の事業体は、自動的に法人所得税の納税義務を負うものと、選択によってパートナーシップとして取り扱われるものに二分された⁽⁶¹⁾。ドイツの2000年税制改正案でも、法人税率が個人所得税率より引き下げられることに伴い、人的会社が法人税の納税義務者となることを選択できるようにしている⁽⁶²⁾。このように、法人税の納税義務者の確定が、一定限度で納税者の選択に委ねられてきている。選択制度の導入をどう評価すべきかは、国際的な裁定可能性⁽⁶³⁾を考慮するとやや難しい。しかし、法人税法

上選択ができなくても、人々は組織形式自体を変えることによって、結果的に法人税の対象に取り込まれたり対象から免れたりすることができる。かりにこれを組織形態に関する税制の非中立性だと位置づけるならば、法人税法上一定の選択を可能にすることにも一応の理由があろう。少なくとも「人格なき社団等」という難しい概念の内容をその都度解釈によって確定していくよりは、予測可能性が高まる⁽⁶⁴⁾。この問題についてどう考えるかは、法人税制にとって最も基本的なものである⁽⁶⁵⁾。

6—立法政策の優先順位

以上、租税の競争、インピュテーション方式の退潮、企業組織の再編、組織の多様化、という4つの観点から、法人税制に構造的な変化が生じつつあることを論じた。レベルの差はあれ、いずれも大きな流れである。対応には時間と労力がかかる。

立法を行う能力は希少な資源であるから、ことがらの軽重をにらんで、とりあげるべき課題の優先順位を決めなければならない。この点、連結納税制度の導入がそれほど高い優先順位を占めるべき課題なのかどうか、費用対効果の観点から私にはかねてより疑問があった⁽⁶⁶⁾。法人税の基幹税としての存続可能性自体が問われている時代である⁽⁶⁷⁾。あくまでも、法人税制改革の広範な課題の中のひとつと位置づけるべきであろう。

もっとも、連結納税制度については、すでに経済界の中に導入にむけた一種の「期待」が発生している。経営者の中には、連結納税制度が導入されるのを待って組織再編にとりかかる旨述べる人さえ存在する。あるいは、そのような人は、自社の再編作業が遅れていることの口実として税制を引き合いに出しているのかもしれない。しかし、発言がもし本当なら、将来の税

制改正に関して、アナウンスメント効果が生じることになる。この効果を打ち消すためには、論理的には方向の異なる2つのやり方がありうる。ひとつは、連結納税制度を将来とも導入しないことを政府が確約し、しかも実際に導入しないことである。いまひとつは、できるだけはやく連結納税制度を導入し、待っていた人々の行動を促すことである。おそらく現実問題としては、政府が本格的な検討を約束した時点で、前者の可能性は閉ざされたものといえよ

■注

- (1) 税制調査会「平成12年度の税制改正に関する答申」二2(4)(1999)。この答申は、2000年5月1日現在、http://www.mof.go.jp/singikai/zeicho/top_zei2.htmで読むことができる。
- (2) 特集「連結納税制度のデザインと論点」税研90号(2000)所収の中田、井堀、本間=前川、森信、辻山各教授の論文、品川芳宣「連結納税制度——その現状と課題」企業会計52巻2号184頁(2000)、山本守之「平成12年度税制改正と今後の税制改正の方向」租税研究606号48頁、56頁(2000)、森信茂樹「企業の活性化と税制、連結納税制度、ベンチャーと税制」租税研究603号41頁(2000)、西本宣典「早期導入が期待される『連結納税制度』について(1)~(4)」資本市場170号40頁、172号67頁、174号60頁、176号32頁(1999~2000)、特集「連結納税制度と企業会計」企業会計51巻13号(1999)所収の矢内、野田、齋藤、太田各教授の論文、特集「連結決算・連結納税制度の進展と税理士業務への影響」税理42巻14号(1999)所収の各論文、村井正「連結納税制度の導入とその課題」税務弘報47巻14号6頁(1999)、森信茂樹「連結納税制度の問題点」商事法務1543号12頁(1999)、同「連結納税制度導入に向けての問題点」国際税制研究3号64頁(1999)、吉牟田勲「連結決算と連結納税制度」税研86号40頁(1999)をはじめとして、最近数ヶ月のうちにも多くの論文が公刊されている。
- (3) 平成10年度改正については、山本守之「検証法人税改革」(1997)。実効税率をさらに引き下げよと主張したものとして、島田晴雄編著『法人課税改革』(1998)。課税ベース拡大項目につき批判的な検討を加えたものとして、中村利雄『法人税制改革と企業改正』(1999)。
- (4) 表面税率の計算根拠については、金子宏『租税法〔第7版〕』298頁注1(1999)を参照。内訳は次の通り。法人税が $30 \times 100 / 109.6 = 27.37$ であり、法人事業税が $9.6 \times 100 / 109.6 = 8.76$ であり、法人住民税が $30 \times (0.123 + 0.05) \times 100 / 109.6 = 4.74$ である。これをあわせると、40.87になる。
- (5) 法人株主につき、租税特別措置法67条の9の2。個人株主につき、同37条の13の2。
- (6) その中で出されたのが、平成11年7月9日税制調査会地方法人課税小委員会報告である。この報告が4つの外形標準を提案し

う。そうだとすれば、後者の道筋が現実化する動きをにらみながら、法人税制改革の広範な課題との関係に力点をおいて検討を行うことが、建設的といえよう。次回以降、そのような検討をおこないたい。

なお、本研究にあたっては、平成12年度学術振興会未来開拓学術研究推進事業による研究プロジェクトとしての助成を受けている。

ていたのに対し、対案として売上総利益を提示したものとして、金子宏「事業税の改革(外形標準化)を考える」地方税50巻8号4頁(1999)、田中治「事業税の外形標準課税」「行政法と租税法の課題と展望・新井隆一先生古希記念」343頁(2000)は、「地方税の改革であるという点からみると、法人事業税の改革論においては、国際的な法人税率の引下げという問題意識は、必ずしも適切とはいえないであろう」とする。

- (7) その背景については、佐藤英明「信託と課税」107頁(2000、初出1999)および増井良啓「証券投資ファンド税制の比較」日税研論集41号171頁(1999)を参照。
- (8) 2000年5月1日現在の
<http://www.mof.go.jp/houan/hou10b.htm>による。
- (9) この問題については、一般的に、租税法学会編『租税の競争と調和』租税法研究26号(1998)およびOECD『有害な税の競争——起りつつある国際問題』(水野忠恒監修高木由利子訳1998)を参照。
- (10) 増井良啓「技術生産活動と移転価格税制」金子宏編『国際課税の理論と実務』149頁(1997)。
- (11) 林健久・今井勝人編『日本財政要覧〔第4版〕』70頁(1994)。
- (12) 財政金融統計月報564号17頁(1999)。
- (13) 石黒一憲『国際摩擦と法』21頁(1994)が正当に指摘する通り、もとよりそのような行動は論外である。
- (14) OECD, Harmful Tax Competition, An Emerging Global Issue, Paragraph 41(1998)。
- (15) 金子宏「法人税制度のハーモニゼーション」『所得課税の法と政策』454頁(1996、初出1992)は、まずは35%から48%の幅を当初の目標として設定し、税率を徐々に統一していくことを提案している。
- (16) Jack M. Mintz, Is National Tax Policy Viable in the Face of Global Competition?, Tax Notes International, July 5, 1999, 99はグローバル化の帰結として次の例を挙げる。(1)可動性の高い課税ベースに対して高い税率を設けると課税ベースが逃げていく。

- (2) 経済的レントのある産業に重課する従来の方策が維持できなくなる。(3) 所得の源泉や納税者の居住地を確定しがちとなる。
- (4) 付加価値税の下で輸出入取引の課税が困難になる。(5) 国境を越える利子や使用料の支払いに対して源泉徴収税を軽減すべきだという圧力が高まる。(6) 従業員の国境を越える移動が課税上の問題を産む。(7) 金融所得は独立企業間原則の下でうまく課税できない。(8) 電子商取引の展開によって政府の課税能力が損なわれる。このうち、(5)の利子課税については、増井良啓「資本所得課税を存続させるための方策」税研83号45頁(1999)。(8)の電子商取引については、増井良啓「電子商取引と課税のあり方」国際税制研究3号71頁(1999)。
- (17) 金子・前掲注4・237頁。
- (18) Otto H. Jacobs, Corporation Income Tax Systems in the European Union - An Analysis of their Effects on Competition and Reform Proposals, Intertax, Volume 27, Issue 8-9, 264 (1999).さらに参照、尾崎謹『G 7 の税制』29頁(1993)。この本は一覧性の高い便利なものだけに早期の改訂が望まれる。
- (19) 金子宏「アメリカにおける法人税・所得税の統合論の動向」『所得課税の法と政策』467頁(1996、初出1993)。
- (20) 以下の叙述は、Malcolm Gammie, UK Imputation, Past, Present and Future, Bulletin for International Fiscal Documentation, October 1998, 429; Peter Casson, International Aspects of the U.K. Imputation System of Corporate Taxation, 1998 British Tax Review No.5, 493による。
- (21) 文献は増井良啓「会社間取引と法人税法(2)」法学協会雑誌108巻4号495頁注(5)(1991)のリストを参照。さらにみよ、K・ティブ著木村弘之亮・吉村典久・西山由美訳『所得税・法人税・消費税—西ドイツ租税法』99頁(1988)。1999年の税制改革については、高橋存根「ドイツ税制改革について—法人関連税制を中心に—」租税研究600号65頁(1999)。
- (22) これについては、2000年5月1日時点のドイツ連邦大蔵省ホームページhttp://www.bundesfinanzministerium.de/をブラウズして法案を参照したほか、Eugen Bogenschuetz and Kelly Wright, 2001: A Tax Odyssey? A Close Look at the New German Tax Reform Proposal 2001, Tax Notes International, 14 February 2000, 710; Norbert Neu, German Draft Tax Reform Legislation Affects Cross-Border Activities, Tax Notes International, 28 February 2000, 907を参照した。
- (23) 金子宏「法人税と所得税の統合」『所得課税の法と政策』448頁(1996、初出1991)、岡村忠生「国際課税とインテグレーション」法学論叢132巻1・2・3号182頁(1992)、水野忠恒「法人税改革」『岩波講座現代の法8政府と企業』203頁(1997)。
- (24) Gammie, supra note 20, at 438. なお、Sijbren Cnossen, The Role of the Corporation Tax in OECD Member Countries, A Survey and Evaluation, in Head et al. ed., Company Tax Systems 49, at 80 も、「法人税の将来はフィンランドとノルウェイの型の二元的所得税である」と指摘する。
- (25) Jacobs, supra note 18, at 273.
- (26) 所得税法92条。ただし源泉分離課税を選択する場合この方式は作動する余地がなく、その範囲で配当税額控除方式は有名無実となっている。日本における二重課税調整措置の歴史については、金子・前掲注4・238頁。
- (27) 昭和61年10月税制調査会「税制の抜本的見直しについての答申」第二、二3(2)「負担調整の考え方及び方式」(1986)。
- (28) 平成8年11月税制調査会法人課税小委員会報告第1章1(3)注(1996)。
- (29) 金子・前掲注23・449頁はインピュテーション方式が最も優れているという結論に達している。島田他・前掲注3・274頁もインピュテーション方式の導入を検討すべきだとする。さらに参照、岩崎政明「企業行動と租税」『岩波講座現代の法8政府と企業』211頁(1997)。
- (30) John G. Head, Company Tax Systems, From Theory to Policy, in Head et al. ed., Company Tax Systems 1, at 41 (1997)。
- (31) この問題については、租税法学会編『租税法と企業法制』租税法研究25号(1997)。
- (32) この改正が規制緩和事項を実現するものであったことにつき、江頭憲治郎「合併会計」ジュリスト1116号23頁(1997)を参照。
- (33) この措置については、垂井英夫『会社結合と課税問題』(1999)、緑川正博編著『株式交換・移転の法務と実務』(1999)。
- (34) 水野忠恒「租税法からみた会社分割立法のあり方」ジュリスト1165号17頁(1999)、同「税制調査会『平成12年度の税制改正に関する答申』の解説——会社分割を中心に」租税研究605号4頁(2000)。
- (35) 金子・前掲注4・303頁。
- (36) 水野忠恒『アメリカ法人税の法的構造』236頁(1988)。
- (37) それに伴うコストについては、増井良啓「持株会社の課税をめぐる二、三の問題」商事法務1479号86頁(1998)。
- (38) 53rd Congress of IFA, Seminar E, Recent Developments in International Mergers, Acquisitions and Joint Ventures (forthcoming as Vol.24d of the IFA Seminar Series)による。
- (39) A Survey of European Business, The Economist, April 29th 2000.
- (40) 1994年12月末の時点で各国がどの程度この指令を国内法化していたかを検討したものとして、IBFD, Survey of the Implementation of the EC Corporate Tax Directives(1995)。
- (41) Joanna C. Wheeler, What The Merger Directive Does Not Say, European Taxation, May 1995, 142.
- (42) 内国歳入法典367条については、中里実「課税縁延の利益について」税研40・41合併号16頁(1992)が早くから紹介していた。類似の論点が日本で問題になったのは、法人税法51条の圧縮記帳との関係である。平成4年3月法律14号で租税特別措置法66条を改正し、外国法人の土地譲渡益課税潜脱を防止することにし

た、のち平成10年度改正で租税特別措置法66条を廃止したとき、法人税法51条1項の規定を改定し、出資資産が国内資産である場合につき外国法人の設立を適用対象から除外するに至った。これが現在の1項括弧書きの由来である。

(43) Reg. 1.367(a)-1T(b)(4)(ii) Example.

(44) D. Kevin Dolan, U.S. Taxation of International Mergers, Acquisitions, and Joint Ventures, 10.01 [2] (1995).

(45) 江頭憲治郎他「〔座談会〕株式交換・株式移転——制度の活用について」*ジュリスト*1168号121頁(1999)〔原田発言〕。

(46) 江頭他・前掲注45・121頁〔江頭発言〕。

(47) 落合誠一「国際的合併の法的対応」*ジュリスト*1175号36頁(2000)。より一般的に、藤田友敬「会社の従属法の適用範囲」*ジュリスト*1175号16頁(2000)は「今後は組織法に関する立法の際にも、渉外的な側面にも考慮しなくてはならなくなるであろう」という。同様に、租税法規の立案にあたって国際的側面の検討が欠かせないことにつき、増井良啓「連結納税制度の国際的側面」*ジュリスト*1104号129頁(1997)。

(48) 組織再編の国際的側面は、すでに実務上さまざまな場面で課税問題を生んでいるようである。たとえば、前田正宏「フランス法人株式を現物出資した場合における租税条約上の問題点」*国際税制研究*3号189頁(1999)は、法人税法51条と日仏租税条約13条パラグラフ2(b)の関係を扱っている。同「カナダにおける会社分割とわが国における課税関係」*国際税制研究*4号194頁(2000)も参照。外国法人が特定現物出資による圧縮記帳を利用するための要件については、Atsushi Fujieda, Japan, in IFA, National and international tax consequences of demergers, *Cahier de droit fiscal international*, Vol.79b, 209(1994)。

(49) たとえば日本の会社が米国の株主に対し韓国子会社の株式を分配したらどうなるか、といった例を想像せよ。仮に日本の商法上それが可能だとすれば、会社に対する日本法人税法の適用関係、米国の株主に対する内国歳入法典の適用関係、日米租税条約の適用関係など、種々の論点が生じることになる。

(50) 企業の国際的活動を法的に分析することの重要性について石黒一憲「企業の多国籍化に伴う法的諸問題」総合研究開発機構編『多国籍企業の法と政策』3頁(1986)を、「日本の会社法は日本の会社にしか適用されない」という固定観念への批判として同「企業の多国籍化と国家」総合研究開発機構編『経済のグローバル化と法』13頁(1994)を、それぞれ参照。

(51) 現行法人税法では3条、5条、7条を参照。人格なき社団等の地位については、注解所得税法研究会編『増補改訂版注解所得税法』25頁(1997)。

(52) 議論状況については、渋谷雅弘「判例批評」*ジュリスト*1023号128頁(1993)。さらに参照、石倉文雄「税法適用関係における人格なき社団論」石島弘他編『税法の課題と超克』1頁(2000)。

(53) この困難は、次のように処理されるものと考えられる。現行法は、「人格のない社団等にあたるかどうか」という基準に加え、「収益事業にあたるかどうか」といういまひとつの基準を置いている。そのため、収益事業から生ずる所得が存在しないような小規模な

組織は、事実上法人税法の世界から外される。そのかわりに、個人に対する所得課税が問題になるのである。

(54) とはいって、中小法人課税をめぐって、米国のS法人制度を参照しつつ「みなし個人」課税の提案がなされたり、平成5年に廃止されるまでは個人事業者に対する「みなし法人」課税制度が存在したりした。このことは、法人税の納税義務者をどう決定すべきかが日本でも実は問題になってきたことを示している。一般的に参照、金子・前掲注4・238頁注(2)、租税法学会編『中小法人課税の諸問題』租税法研究13号(1985)、租税法学会編『租税特別措置と法人税制』租税法研究19号(1991)。

(55) これらについては増井良啓「組合形式の投資媒体と所得課税」*日税研論集*44号(近刊)。

(56) 研究も盛んである。増井良啓「持株会社と租税法」*商事法務*1428号9頁注(11)の論文リストを参照。

(57) 佐藤英明「いわゆるボランティア団体法人をめぐる課税関係」*ジュリスト*1105号30頁(1997)、堀田力・雨宮孝子編『NPO法コンメンタール』(1998)14頁〔雨宮執筆〕、267頁〔松原執筆〕。

(58) 税制調査会『平成12年度の税制改正に関する答申』三2「NPO法人に対する税制」(1999)は、「その実態を見極めた上で、公益性の基準やそれを確保するための仕組みをどのようにするかを含め、広範な観点から検討していくことが必要です。」としている。市民によるガバナンス確立および公益性担保を主張するものとして、松原明「NPO税制が日本を変える」林雄二郎他編『フィラソロピーの橋』135頁(2000)。

(59) 佐藤・前掲注7-137-138頁。この論理を展開していくと、人格のない社団等が利子や配当などの「受動的所得(passive income)」を得る場合についても、社員との関係で所得税の課税繰り延べが生ずる限りは組織体段階で法人税を課すべきだという結論につながるであろう。なお、増井良啓「退職年金等積立金に対する法人税の立法趣旨をめぐって」季刊社会保障研究34巻2号195頁(1998)で検討したところによると、課税繰り延べを相殺するための利子税は、一定の条件下で各事業年度の所得にかかる法人税と同じ効果をもつ。

(60) 持株会社・SPC・会社型投資ファンドについてこのことを指摘するものとして、中里実『金融取引と課税』382頁(1998)。

(61) 小野傑・渡辺健樹「租税法上の法人概念と先端的金融商品及び課税」金子宏編『国際課税の理論と実務』359頁(1997)、本庄賀「各国における企業形態の選択——パートナーシップと有限会社(LLC)——」租税研究606号97頁、102頁(2000)、大杉謙一「法人(団体)の立法のあり方について・覚書」日本銀行金融研究所Discussion Paper No.2000-J-7(2000)。LLCをパートナーシップとして扱うルールの下では、連結納税制度を導入しなくても子会社段階の損失を親会社が利用できることになることについて、増井良啓「分社化の手法と連結納税制度」税研85号54頁(1999)。

(62) Bogenschuetz et al, supra note 22, at 717.

(63) たとえば、日本の法人税法との関係では納税義務者であるが、米国の内国歳入法典との関係ではパートナーシップとして扱われる組織を日本に設立し、両者のくいちがいを利用する、といった

裁定取引である。日本の事業組織が米国のCheck-the-Box Regulationのものとどう扱われるかを論じたものとして、Christopher Hanna, Initial Thoughts on Classifying the Major Japanese Business Entities under the Check-the-Box Regulations, 51 Southern Methodist University Law Review 75 (1997)。

(64)もちろんこれについてはさまざまな意見があろう。いま一步洗練された枠組みとして、David A. Weisbach, Line Drawing, Doctrine, and Efficiency in the Tax Law, 84 Cornell Law Review 1627 (1999)。

(65)公益法人等および協同組合等に対する法人税の課税方式についても、「法人税の納稅義務者をどう決めるか」という広い問題の一部として論じていくべきではなかろうか。この点、橋本徹他編『公益法人の活動と税制』(1986)のような建設的提言をより強く立

法過程に注入していく必要が感じられる。

(66)増井良啓「法人税の課税単位」租税法研究25号74頁(1997)および同63頁の注に掲げた論文。品川・前掲注2・186頁も「連結納稅制度は、焦眉の課題とも言い難い論点を残している」と述べている。

(67)黒田東彦「21世紀の税制」税経通信55巻2号2頁(2000)は、法人税は、キャッシュフロー法人税となるか、極めて低率の課税として残るかのいずれかであろう、と指摘する。田近栄治・油井雄二『日本の企業課税』167頁(2000)によれば、過去10年間の累積額でみたとき、法人所得税と同じ税収を確保するためには、Rベースのキャッシュフロー法人税だと90%の平均税率が必要であるという。ここからは、キャッシュフロー法人税に移行した場合、法人税は基幹税として位置づけられないことがわかる。

